

終連報内第四九七號

主任 嬉野事務官

昭和三十一年四月八日
連 絡 課

情 報

主任課、扶助業務部(山田事務官に連絡済)

普 通

留守業務局

引揚關係各省連絡事項

四月八日

一、管理部

ノ沖繩出身人草履の遺骨、遺留品を沖繩へ送還する件はかねてHQに申請中であつたが先般認められた。即ち今月一杯に其の名簿を提出し遺骨、遺留品は今月末に夫々佐世保に送つた上別に配當される船舶で送られる事にならう、各遺骨、遺留品にななるべく詳しい情報(姓名、年齢、階級、原籍、近親者等)を附して受取側の便宜となる様準備すること。尚本件の具体的實行に關しては絶りに關係各省に打合せを行ふ様

1. 定 G H Q 主任者は G I 4 ヘン ミックス海軍大佐である
2. 船舶の面から見た「ソ」聯抑留者の引揚増加策の一策（ナホトカ十二万員 間三万計十五万の送出）は先般警務を以つて呈出済先方は之れを研究するとして受理した
3. 英軍地獄抑留日本作業隊員の雇用用として十日毎に内地新聞を送付する件、G H Q は英側に之れを傳達してあるが未だ之れに對する返事はない旨連絡があつた
4. 國際赤十字社から昨年十二月から本年一月に亘る間のビルマ、マレー地獄作業隊抑留所の現察報告が來てゐる内容を翻譯後紹介する
5. ビルマ地獄よりニ三九〇遺の手紙がまた一復で處理して貰ひ度い（留守業務局東京出張所に送付済）
6. 英病院船「オツダスホードシイアー」號の船客名簿及船内死亡證明書が實與された一復で利用された（留守業務局送付済）
7. 來る四月十一日英病院船「ドーゼントシイアー」號シンガポール

より兵に入港の決定未船着四三二名で大部分は病人である

二、交通部

ナホドカ船

明俊丸	十四日	舞鶴	二十二日	舞鶴
大郁丸	十七日	"	二十五日	"
信洋丸	二十日	"	二十八日	"
米山丸	二十三日	"	五月一日	"

三、外務省管理所

先般送給した北鮮引揚者の中には一年以下の受刑者で釋放されたものが数人あり又中共地区から送られたものは主として病人であり中共軍が國府軍より壓迫されてゐる中に手足まとゐとなつたものから北鮮に送つた模様である